

◎建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

(手数料条例別表「建築物のエネルギー消費性能に係る向上計画の認定の申請」の部)

(手数料条例別表「建築物のエネルギー消費性能に係る向上計画に係る変更認定の申請」の部)

申請の区分			評価方法	手数料の額		申請 単位	
		新規認定		変更認定			
1. 建 築 物 工 事 前 審 査 有 ギ 査 一 適 合 消 費 性 能 添 付 向 上 す る 計 画 に 合 い し 一 場 合 消 費 性 能 向 上 計 画 に 係 る 技 術 的 審 査 適 合	(1)一戸建ての住宅		性能基準	5,000円	3,000円	戸 件	
	(右欄の 共の 同額 住を 宅合 等算 ※ 1)	(2)住戸の部分の 申請に係る戸数 (区分単位:戸)	性能基準	1戸	5,000円		
				2戸以上~5戸以下	10,000円		
				6戸以上~10戸以下	17,000円		
				11戸以上	29,000円		
		(3)共用部分 ※2	標準入力法	—	10,000円		
		(4)その他の部分 (区分単位:m ²)		—	10,000円		
		(5)住宅以外の建築物の 床面積の合計 (区分単位:m ²)		標準入力法 主要室入力法 モデル建物法	300m ² 以内	10,000円	
		300m ² 超			300m ² 超	17,000円	
	(1)一戸建ての住宅		性能基準	37,000円	19,000円		
	(右欄の 共の 同額 住を 宅合 等算 ※ 1)	(2)住戸の部分の 申請に係る戸数 (区分単位:戸)	性能基準	1戸	37,000円		
				2戸以上~5戸以下	75,000円		
				6戸以上~10戸以下	106,000円		
				11戸以上	150,000円		
		(3)共用部分 ※2	標準入力法	—	118,000円	件 件	
		その他の部分		—	(4)標準入力法 主要室入力法 (非住宅性能誘導1基準)	246,000円	
		(6)住宅以外の建築物の 床面積の合計 (区分単位:m ²)		モデル建物法 (非住宅性能誘導2基準)	94,000円		
		300m ² 以内			246,000円		
		300m ² 超		標準入力法 主要室入力法 (非住宅性能誘導1基準)	94,000円		
				モデル建物法 (非住宅性能誘導2基準)	309,000円		
					120,000円		
					156,000円		
					61,000円		

※1 各区分のうち該当部分がない(0m²)場合、当該区分の額は加算しない。

※2 共同住宅の共用部分を算出しない方法で評価する場合、当該区分の額は加算しない。

※3 建築確認との同時申請の場合は、建築確認申請手数料を合わせた額(手数料条例別表備考第4項(1)、第5項(1))

※4 複数棟認定の場合は、申請に係る各棟の額を合わせた額(手数料条例別表備考第4項(2)、第5項(2)~(4))

この手数料表は、御殿場市手数料条例(御殿場市条例第39号)をもとに作成したものです。

本表と御殿場市手数料条例が異なる場合は、御殿場市手数料条例によるものとします。